

令和 2 年 6 月 1 日

当社が保有する新幹線車両における健康増進法への対応について

東海旅客鉄道株式会社

当社が保有する新幹線車両内の喫煙ルームについては、以下のとおりです。

第 1 喫煙ルームの仕様・構造等について

1 室外から室内に流入する空気の気流について

当社は、厚生労働省のホームページを参考に、以下の状態・方法等により、当社の保有する N 7 0 0 系車両に設置された喫煙ルームにおける室外から室内に流入する気流について、サンプル調査を行いました。

車両・喫煙ルームの状態

加圧させた停車中の列車において、各車両の側引戸（出入口）を全て閉めたうえで、喫煙ルームの自動ドアを全開とした状態で測定しました。

測定位置・方法

測定には、J I S 基準に適合した風速計（日本カノマックス社製 クリモマスター風速計 model 6501 測定範囲：風速 0.01～30.0m/s 表示分解能：風速 0.01 m/s）を用いました。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の 3 点とし、各測定点において 5 回測定しました（図 1）。

図 1 測定作業の様子



測定結果

下記のとおり測定を行いました。測定結果は表1に示す通りです。

測定日：令和2年5月13日
測定場所：大阪交番検査車両所
対象編成：G10編成

表1 測定結果

車両番号	号車	測定位置	結果
786-1510	3	上部	0.2m/秒 以上
		中央部	0.2m/秒 以上
		下部	0.2m/秒 以上
787-1410	7	上部	0.2m/秒 以上
		中央部	0.2m/秒 以上
		下部	0.2m/秒 以上
777-1010	10	上部	0.2m/秒 以上
		中央部	0.2m/秒 以上
		下部	0.2m/秒 以上
787-1510	15	上部	0.2m/秒 以上
		中央部	0.2m/秒 以上
		下部	0.2m/秒 以上

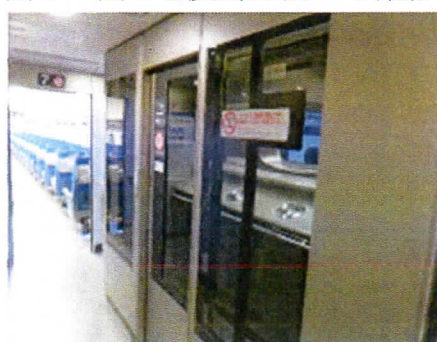
2 壁・天井等の構造について

当社の保有するN700系車両に設置された全ての喫煙ルームは、たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されています(図2、図3)。

図2 7号車の喫煙ルーム



図3 図2を反対方面から撮影



3 排気の方法について

当社の保有するN700系車両に設置された全ての喫煙ルームは、たばこの煙を車外に排気する構造です。喫煙ルーム内で発生したたばこの煙は灰皿付近（図4）および喫煙ルーム内上部（図5）の吸込み口から排気ダクトを介し、排気装置により車外に排気されます。

図4 灰皿付近の吸込み口



図5 喫煙ルーム内上部の吸込み口



第2 喫煙ルームの標識について

ア 喫煙ルーム

当社は、当社が保有するN700系車両に設置された全ての喫煙ルームの出入口に標識を掲示しています（図6、図7）。

図6 喫煙ルーム出入口の標識



図7 記載内容



イ 車両の出入口等

当社は、当社が保有する全てのN700系編成のうち、主な車両のデッキにおいて、車内に喫煙専用室が設置されている旨を掲示しています（図8、図9）。

また、全ての座席のテーブルにも、当該車両あるいは前後の車両において喫煙専用室が設置されている旨を掲示しています（図10、図11）。

図8 デッキにおける掲示



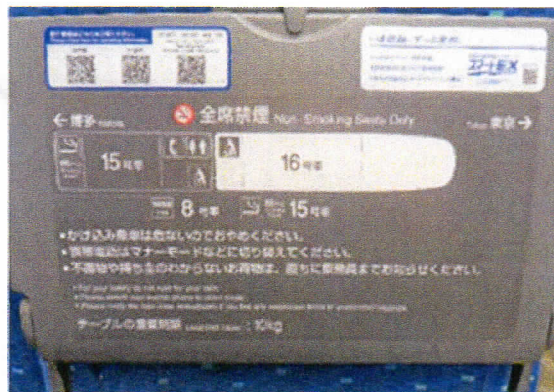
図9 記載内容



図10 テーブルにおける掲示



図11 記載内容



第3 喫煙ルームのメンテナンスについて

当社は、当社が保有するN700系車両に設置された喫煙ルームについて、これまでも定期的な検査及びメンテナンスを実施してきておりますが、今後も、法令に則った検査及びメンテナンスを実施していきます。

以上